

自動車事故見舞金共済事業を行う事業協同組合の
運営指導について

50 企庁第 1489 号
昭和 50 年 12 月 5 日

通商産業局商工部長あて

中小企業庁指導部長

自動車事故見舞金共済事業がいくつかの事業協同組合において既に実施されているところ、このたび別添のとおり、昭和 50 年 11 月 7 日付けで全国中小企業生命傷害共済協同組合連合会の定款の変更等が認可・承認され、新たに同事業の再共済を実施することができることになりました。つきましては、自動車事故見舞金共済事業を行う事業協同組合に対しては、下記事項を十分留意のうえ指導するよう都道府県に対し指導方お願いします。

記

1. 自動車事故見舞金共済事業と他の共済事業とを合わせて実施する事業協同組合については、その経理を共済事業の種類ごとに明確に区分させること。
2. 自動車事故見舞金共済事業は、中小企業者が自動車事故により他人の生命又は身体を害したことによる経済的負担を一定額の見舞金を交付することにより補てんしようとするもので、見舞金の範囲は別紙に定めるとおりであるので、本制度が本旨に則って運用され、仮にも加害者が不当な利益を得ることを目的として利用することのないよう事業協同組合に次の措置をとらせること。
 - (1) 自動車事故見舞金共済事業を実施するにあたっては、見舞金が自動車事故による経済的負担の補てんであることを十分周知徹底すること。
 - (2) 見舞金の使途については、見舞金受取人から報告書をとるとともに、都道府県に対して、総括報告書を毎事業年度終了後提出すること。

なお、これらの報告書の様式については、別途連絡する。

3. 共済金額の引受限度額 900 万円については当分の間引き上げないこと。

(別 添 略)

(別 紙)

自動車事故見舞金共済事業の見舞金の範囲について

自動車事故見舞金共済事業における見舞金の範囲は、自動車損害賠償保障法に基づく、自動車損害賠償責任保険及び保険会社が行う自動車保険（以下「保険」という。）では補てんされない経費で、かつ、共済契約者が事実上社会的に支出が強制される下記の如きものを予定している。

記

1 死亡事故共済金

1 事故につき、800万円を見舞金として交付するもの。

- (1) 香典供花料
- (2) 葬儀関係諸支出
- (3) 共済契約者の示談費用又は弁護士費用
- (4) 共済契約者の喪失利益

(注) 共済契約者の自動車事故処理に伴う営業上の損失について補てんするものである。

- (5) 諸 雑 費

2 後遺障害事故共済金

1 事故につき、後遺障害の程度により10万円から300万円を見舞金として交付するもの（「再共済契約にかかる共済契約の範囲基準」において定める「後遺障害別等級表」参照）。

- (1) 療養雑費
- (2) 共済契約者の示談費用又は弁護士費用
- (3) 共済契約者の喪失利益
- (4) 諸雑費

3 医療事故共済金

1 事故につき、療養雑費として、入院の場合1日3,000円、通院の場合1日1,500円の見舞金を交付するもの。

なお、後遺障害のある負傷者がある場合の医療事故共済金は、後遺障害事故共済金の療養雑費担保分との競合を避けるため、入院日数に通院日数の2分の1の日数を加算した日数が、

各後遺障害別等級区分に応じて定めた次の日数をこえた場合に限り、そのこえた日数に対して交付する。

後遺障害別等級表

後遺障害別等級区分	日 数
第 1 級	－（注）
第 2 級	200日
第 3 級	175日
第 4 級	145日
第 5 級	130日
第 6 級	110日
第 7 級	95日
第 8 級	75日
第 9 級	60日
第 10 級	45日
第 11 級	30日
第 12 級	25日
第 13 級	15日
第 14 級	10日

（注）第1級の場合は、医療事故共済金は交付されない。